

## ■先行 10 自治体の自治基本条例(まちづくり基本条例)比較一覧表

	1. 日進市自治基本条例	2. 東郷町自治基本条例	3. みよし市自治基本条例	4. 豊田市まちづくり基本条例	5. 一宮市自治基本条例
施行年月日	平成 19 年 10 月 1 日	平成 26 年 1 月 1 日	平成 20 年 10 月 1 日 (平成 22 年 4 月 1 日) (平成 26 年 4 月 1 日)	平成 17 年 10 月 1 日	平成 23 年 1 月 1 日
1. 前文	<p>わたしたちのまち日進市は、東部には緑豊かな丘陵地があり、そこを源流とする天白川の流域には、田園風景が広がり、そして古くからの街道の歴史とともに、四季折々の自然の美しさを感じさせてくれます。</p> <p>また、日進市は、「日々進みゆく」の名にふさわしく、学園都市の顔を持つ大都市近郊のまちとして発展しました。そこには多様な思考や行動力を備えた、活力に満ちた市民の営みと交流があります。</p> <p>わたしたち市民には、長い年月にわたって、この土地の気候や風土に培われ育まれてきた人々の考えや文化を踏まえながら、時代の変化に対応した地域社会を創造する必要があります。そのために、わたしたち市民は、人権を大切にす差別のない社会の実現、環境に配慮した持続可能な循環型社会の創造、地域課題を解決するための新しいコミュニティの形成、新たな公共を担う市民自治活動の推進、少子高齢社会への対応などそのときの課題に積極的かつ主体的に取り組まなければなりません。</p> <p>今、わたしたち市民は、誰もが個人として尊重され、戦争のない平和な社会で、健康で快適かつ安全安心に、幸せに暮らすことができる日進市を守り育てていこう、そして、次の世代を担う子どもに引き継いでいこうと決意しました。</p> <p>そのためには、市民一人ひとりが、自立した市民として、また地方主権の名のもとに自立した自治体の一員として、自ら考え、行動し、お互いを尊重し、認めあい、ふれあい、助けあいながら、自分たちのまちは、自分たちの手で築いていこうとする市民主体の自治の精神を共有することが何より大切です。</p> <p>わたしたち市民は、この精神を自治の基本理念として、市議会や市の執行機関と協働し、愛着と誇りを持って暮らせる日進市を守り育てていくため、ここに日進市自治基本条例を定めます。</p>	<p>尾張東部に「東郷」という名が付されて百有余年。水と緑に抱かれたわたしたちのまち東郷は、名古屋と豊田の間に位置する住まいのまちとして、転入者の若い力も加えながら、堅実に成長してきました。</p> <p>わたしたちは、広く町民に親しまれる東郷音頭が謳うたう「老いも若きも手をつなぐ」ふれあいや地域の絆、先人が守り育ててきた「稲穂波打つ」、「実り豊かな」農業・伝統文化の魅力を次代に引き継いでいきます。このとき地球環境にも配慮の上、自然と共生しながら持続可能な「まちの元気」を育はぐくんでいきたいと願っています。</p> <p>そして、未来を担う子どもたち、お年寄り、障がい者や外国人など、ここに住むあらゆる人が「ふるさと東郷」に誇りを持ち、健康で幸せに暮らし続けられるよう「今あるものを活かしながら、新たな価値を見出すまちづくり」を目指します。</p> <p>そのためには、わたしたち町民が、主体的にまちづくりに参画するとともに、議会や町と相互に補完し合い、協働していかなければなりません。</p> <p>年齢や性別、国籍や障がいの有無にかかわらず、わたしたち町民が主役となって、未来の種をまき、育て、「明日にはばたく」、「ふるさと東郷」を実現するために、町の最も重視すべき条例として、ここに東郷町自治基本条例を定めます。</p>	<p>私たちみよし市の市民、議会及び市長は、これまでそれぞれの立場でまちづくりの理想を追求し、地域社会の発展に努めてきました。</p> <p>21 世紀を迎えた今日、多様で個性豊かな地域社会を実現していくためには、自治の担い手である私たちが、英知を結集し、役割を分担し、それぞれの責任を果たし、そして協力していかなければなりません。</p> <p>このような協働によるまちづくりこそが、私たちのまち「三好らしさ」を未来へと伝え、先人から受け継いできた文化や伝統を次世代に引き継ぎ、美しい自然を守り、地域の活力を高めることにつながると私たちは信じています。</p> <p>ここに私たちは、市のめざす市民自治の理念と基本的なしくみを明らかにし、市民の参画と協働によるまちづくりを進めるために、この条例を制定します。</p>	<p>わたくしたちのまち豊田市は、これまで培ってきたかけがえのない多様な地域性を生かし合いながら、都市と農山村とが共生するまちづくりを進めています。このまちで、わたくしたちは、豊田市民の誓いをみちしるべとしながら、共に学び、共に働き、安心して豊かに暮らしたいと願っています。</p> <p>これからも、子どもから高齢者までのだれもがまちづくりの担い手となって、共働によるまちづくりを推進し、自立した地域社会の実現を目指すことを自治の基本理念におき、ここに豊田市まちづくり基本条例を制定します。</p>	<p>わたしたちのまち一宮市は、濃尾平野の中央部に位置し、木曾川をはじめとする豊かな自然に恵まれ、「尾張の国の『一の宮』」であった真清田神社門前町として、平安時代の昔から栄えてきました。そして、先人のたゆまぬ努力により、繊維のまちとしてより一層の発展を遂げ、尾張西部の中心的都市となっています。</p> <p>この一宮市に住み、学び、働くわたしたちは、先人が築き上げてきた誇りある一宮市を受け継ぎ、さらに住みよいまちとするため、地域・年齢・性別などを問わず、力を合わせていくことが必要です。地域主権の進展や少子・高齢化の進行、公益的市民活動の活発化といった時代背景の中、市民・議会・執行機関の新たな協働関係を構築するとともに、市民一人一人の主体性を大切にしながら、市民もまちづくりを担い、かつ、責任も負うということを基本理念とし、未来に向けた新しいまちづくりを推進しなければなりません。</p> <p>わたしたちは、一宮市民憲章に掲げられた住みよい一宮市を実現するため、ここに、まちづくりの原則と仕組みを定める一宮市自治基本条例を制定します。</p>
2. 総則					
目的	第 1 条 目的	第 1 条 目的	第 1 条 目的	第 1 条 目的	第 1 条 目的
条例の位置づけ	第 2 条 条例の位置づけ	第 3 条 条例の位置づけ	第 2 条 条例の位置づけ	第 3 条 この条例の位置づけ	第 2 条 この条例の位置づけ
用語の定義	第 3 条 定義	第 2 条 定義	第 3 条 定義	第 2 条 定義	第 3 条 定義
自治の基本原則	第 4 条 自治の基本原則	第 4 条 まちづくりの基本原則	第 4 条 基本理念 第 5 条 基本原則		第 4 条 まちづくりの基本原則

	1. 日進市自治基本条例	2. 東郷町自治基本条例	3. みよし市自治基本条例	4. 豊田市まちづくり基本条例	5. 一宮市自治基本条例
<b>3. 市民の権利と役割・責務</b>					
市民の権利	第5条 個人の尊厳 第6条 平和的生存権 第7条 環境権 第8条 知る権利 第10条 権利の尊重	第5条 町民の権利	第6条 市民の権利	第8条 市民の権利	第5条 市民の権利
市民の役割・責務	第11条 市民の役割と責務	第6条 町民の責務 第7条 事業者の責務	第7条 市民の責務	第9条 市民の責務	第6条 市民の役割
<b>4. 議会の役割と責務議会</b>					
市議会の役割と責務	第12条 市議会の役割と責務	第8条 議会の責務	第8条 議会の責務 第9条 議員の責務	第10条 議会の責務 第11条 議員の責務	第18条 議会の役割及び責務
<b>5. 市長・行政執行機関・職員の役割と責務</b>					
市長の役割と責務	第13条 市長の役割と責務	第9条 町長の責務	第10条 市長の責務	第7条 説明責任 第12条 市長等の責務	第19条 市長の役割及び責務 第20条 執行機関の役割及び責務
市職員の役割と責務	第14条 市職員の役割と責務		第11条 職員の責務	第13条 職員の責務	第21条 職員の役割及び責務
<b>6. 参加と協働の仕組み</b>					
市民参加	第15条 市民参加	第10条 町民の参画及び協働	第20条 協働の推進	第4条 市政への参画 第14条 市民の参画の推進 第16条 共働の推進	第8条 市民の参加の機会の保障 第9条 子どもの参加の機会の保障 第11条 市政に関する意見の取扱い
市民自治活動	第16条 市民自治活動	第11条 地域活動及び町民活動	第22条 地域づくりの推進	第5条 共働によるまちづくり 第17条 都市内分権の推進 第18条 地域自治区の設置	第13条 協働によるまちづくり 第14条 地域活動団体 第15条 非営利活動団体 第16条 地域活動団体等への支援 第17条 地域におけるまちづくり
住民投票	第26条 住民投票	第16条 住民投票	第19条 住民投票	第15条 住民投票	第12条 住民投票
連携	第17条 連携				
<b>7. 市政の運営</b>					
行政組織	第18条 柔軟な組織の形成		第14条 組織	第24条 執行機関の組織	
市政運営	第19条 市民本位の市政運営	第13条 町政運営	第13条 運営原則	第22条 市民の要望の取扱い 第23条 総合的な市政経営	
計画行政	第20条 計画的な市政運営		第12条 総合計画		第10条 総合計画
情報公開	第21条 開かれた市政運営	第12条 情報公開及び個人情報保護	第16条 説明責任 第17条 情報の公開 第18条 個人情報の保護	第6条 情報の共有 第19条 情報の取扱い	第7条 情報共有
個人情報保護	第9条 個人情報の保護 第22条 個人情報の適切な取扱い				
行政手続き	第23条 適切な行政手続			第25条 行政手続	
財政	第24条 財政			第21条 財政運営	第22条 財政運営
行政評価	第25条 行政評価		第15条 行政評価	第20条 行政評価	
国等、関係自治体との連携		第15条 広域連携	第22条 他の自治体との連携	第28条 国及び他の地方公共団体との連携及び協力	第23条 国等との連携
危機管理や災害等緊急時の対応		第14条 危機管理	第21条 災害、犯罪等への危機管理		
市の特徴を表す事項・テーマ					
その他				第26条 条例の制定及び法令の活用	
<b>8. 条例の実効性の確保</b>					
条例の遵守	第27条 条例の遵守			第27条 法令の遵守	第24条 この条例の遵守等
条例の見直し	第28条 条例の見直し	第17条 検証及び見直し	第24条 条例の見直し		第25条 この条例の見直し
委任	第29条 委任				



	6. 岩倉市自治基本条例	7. 大口町まちづくり基本条例	8. 高浜市自治基本条例	9. 伊賀市自治基本条例	10. 名張市自治基本条例
施行年月日	平成 25 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日	平成 16 年 12 月 24 日 (平成 24 年 7 月 4 日)	平成 17 年 6 月 27 日
1. 前文	<p>わたしたちのまち岩倉は、まちの中央を流れる五条川とその桜並木、また郊外に広がる農地をはじめとして、身近な自然が感じられるまちです。</p> <p>由来、人々は、縄文の時代からこの地で生活を営み、活気ある歴史や文化をつくりあげてきました。</p> <p>わたしたちは、それらの自然や文化を享受し、交通の利便性が高くコンパクトな生活都市の利点が生かされたこのまちを愛しています。</p> <p>今日、地方分権や少子高齢化の時代を迎えて、直面する様々な地域課題を解決していくため、岩倉らしい自治のあり方の確立が求められています。</p> <p>そのために、市民は役割と責任を自覚し、議会と執行機関は市民からの信託に応え、ともに協働のまちづくりを進めていかなければなりません。</p> <p>未来、幸せな地域社会が築かれているためには、何を守り、何を育み、何を創造していかなければならないのでしょうか。</p> <p>わたしたちは、小さなまちから大きな夢を抱きながら、自治の普遍的な基本原則を分かち合うため、ここに岩倉市自治基本条例を定めます。</p>	<p>春、若草に立ち昇る陽炎、咲き誇る五条桜、きらめく水の光</p> <p>夏、緑豊かな田園風景、躍動する無数の命、漲る活力</p> <p>秋、黄金色の稲穂の波、自然の恵みの実り、豊穡の喜び、祭りの音</p> <p>冬、寒さの中で絶えることない産業の響き、人々の活動</p> <p>凍てつく天を指す、春に備えて萌芽を秘めた木々の梢</p> <p>私たちは、恵まれた自然を活かし、英知と努力によって、歴史と活力のあるまち「おおぐち」を築いてきました。しかし、戦後60年が経過し、少子高齢化や環境問題など暮らしを取りまく社会経済環境は急激に変化しています。そして、地方分権の進展で私たち一人ひとりが地域の課題から眼をそらさず、自らの責任で考え、決め、行動する住民自治の時代が来ています。</p> <p>幸いにも、私たちのまち「おおぐち」は、「住民の参画と参加のまちづくり」を目標に掲げ、多くの取組を重ねて、住民、NPO及び企業が協働し、それぞれが活躍する自主と活気に溢れるまちとなっています。</p> <p>私たちは、まちづくりの主体として、この成果をさらに発展させるとともに、自らの役割と責任を自覚し、一人ひとりの「自立の精神」を大切にしながら、互いに思いやりのある優しい気持ちで見守り支え合う「共助の精神」をみんなで共有します。</p> <p>私たちは、明るい希望に満ちた明日を拓くため、住民が地方自治の主権者であることを明らかにし、まちづくりの基本規範として、「大口町まちづくり基本条例」を制定します。</p>	<p>私たちのまち高浜市は、自治の本来の姿に立ち返り、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という決意のもと地域内分権を推進し、住民力を育んできました。地域に身近な課題は、地域を構成する市民が最もよく知っています。そこで、地域で担う方がより地域の発展につながるものについては、必要な権限と財源を行政から地域へ移し、市民が自ら考え、自主的・自立的に取り組むことができるよう、小学校区単位で住民自治組織であるまちづくり協議会を設立しました。</p> <p>市民自治の芽を大きく育て、しっかりと根を下ろし、「高浜市らしさ」を将来にわたって継続・発展させていくためには、まちづくりの担い手である私たち一人ひとりが持っている力を出し合い、みんなで高浜市を創りあげていくことが大切です。</p> <p>そこで、まちづくりにおける市民、議会及び行政の役割を定め、互いに手と手を取り合いながら、「住んでみたい」「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思える持続可能な自立した基礎自治体・高浜市の確立を目指し、高浜市のまちづくりの最高規範として自治基本条例をここに制定します。</p> <p>私たちの愛するまち高浜市を未来へとつなげていくために。</p>	<p>伊賀地域は、四方を山々に囲まれた盆地で、古来から伊賀の国として一つのまとまった圏域を形成してきました。隣接した地域に都が長年置かれていたこともあり、様々な影響を受けながらも、伊賀の人々により独自の文化や産業が築かれてきました。また、近年では、日本の中央部に位置する地理的な関係や交通機関の発達などから東西日本を結節融合する畿央地域としての特徴も有しています。</p> <p>これまでの伊賀の自治について見たとき、中世には“惣(そう)”という村落の自治運営組織が存在し、その連合体として“伊賀の国”が形成されていました。</p> <p>また、近年では、地方分権の流れや市町村合併を契機として、自分たちの地域は自ら治めていこうという“補完性の原則”の考え方や“住民自治”の実現が重要視され、伊賀市にとって欠かせないものとなっています。</p> <p>こうした背景のもと、伊賀市の自治における市民の権利や責務を明らかにし、伊賀市の将来像である“ひとが輝く 地域が輝く”自立したまちの実現を確実なものとするため、自治基本条例を制定します。</p>	<p>わたしたちのまちの自治は、主権者である市民が自らの責任に基づいて決定し、主体的に行動することにより進めなければなりません。また、自治体としての名張市には、市民の信託にこたえ、現在及び将来の市民が安心して暮らすことのできる、豊かな地域社会を市民と協働して実現していく責務があります。</p> <p>このためには、自治の主体である市民、市議会及び市の果たすべき役割や責務、市政運営の原則など、自治体としての基本的な枠組みを明らかにするとともに、市政への市民参画や協働の仕組みを定めておくことが必要です。</p> <p>名張市は、万葉ゆかりの歴史と文化、赤目四十八滝や香落溪など水と緑の自然環境に恵まれたまちです。これらの財産を守り育て、次代に引き継ぐとともに、名張らしさを生かした個性的で持続可能なまちを創造する取組を進めていかなければなりません。また、市内は古いまち並みや農村集落、新しい市街地が分散するなど、それぞれ特徴ある地域で構成されており、こうした各地域の特性を生かした個性ある地域づくりを市民が主役となって行っていくことも大切です。</p> <p>わたしたちは、自己決定と自己責任のもと参画し、協働することを基本に、英知と力を結集することで、魅力的で誇りの持てる「自治のまち」を実現することをめざし、ここに名張市自治基本条例を制定します。</p>
2. 総則					
目的	第1条 目的	第1条 条例の目的	第1条 目的	第1条 目的	第1条 目的
条例の位置づけ	第2条 条例の位置付け		第3条 条例の位置付け	第5条 この条例の位置付け・体系化	第37条 最高規範性
用語の定義	第3条 定義	第2条 用語の意味	第2条 用語	第2条 用語の定義	第2条 定義
自治の基本原則	第4条 自治の基本原則	第3条 まちづくりの基本的な考え 第4条 参加と協働の基本的な約束 第5条 参加と協働の効果	第4条 まちづくりの基本原則	第3条 基本理念 第4条 自治の基本原則	第3条 自治の原則 第22条 地域経営の原則
3. 市民の権利と役割・責務					
市民の権利	第5条 市民の権利		第5条 市民の権利 第6条 子どものまちづくりに参加する権利	第8条 市民の知る権利 第12条 まちづくりに参加する権利	第4条 市民の権利

	6. 岩倉市自治基本条例	7. 大口町まちづくり基本条例	8. 高浜市自治基本条例	9. 伊賀市自治基本条例	10. 名張市自治基本条例
市民の役割・責務	第6条 市民の役割と責務	第6条 まちづくりの担い手等の役割	第7条 市民の役割と責務 第8条 事業者の役割と責務	第13条 まちづくりの参加における市民の責務 第22条 住民自治に関する市民の役割	第5条 市民の役割と責務
4. 議会の役割と責務議会					
市議会の役割と責務	第7条 議会及び議員の役割と責務	第7条 議会の責務	第9条 議会の役割と責務 第10条 議員の役割と責務	第38条 議会の役割と権限 第39条 議会の責務 第40条 議会の情報共有と市民参加 第41条 議員の責務	第6条 議会の役割、権限等 第7条 議会の責務 第8条 議員の責務
5. 市長・行政執行機関・職員の役割と責務					
市長の役割と責務	第8条 市長の役割と責務	第8条 町の執行機関の責務	第11条 市長の役割と責務	第7条 市の責務 第14条 まちづくりにおける市の役割と責務 第23条 住民自治に関する市の役割 第42条 行政の役割と権限 第43条 市の責務 第44条 市長の責務	第9条 市長の役割と責務
市職員の役割と責務	第9条 ア職員の役割と責務		第12条 職員の役割と責務	第45条 職員の責務	第10条 職員の役割と責務
6. 参加と協働の仕組み					
市民参加	第10条 市民参加と協働		第13条 参画機会の保障 第15条 協働の推進	第15条 計画策定における市民参加の原則 第16条 計画策定における市民参加の方法 第17条 審議会等への市民参加 第18条 条例制定における市民参加	第28条 政策形成及び実施過程への参画 第29条 評価等への参画 第30条 審議会等
市民自治活動	第11条 市民自治活動	第9条 地域自治組織の設定 第10条 地域自治組織の役割 第11条 地域自治組織と町の執行機関の関係 第12条 まちづくり提案会議	第16条 地域内分権の推進 第17条 まちづくり協議会 第18条 地域計画 第19条 活動の育成と支援	第21条 住民自治の定義 第24条 住民自治協議会の定義・要件 第25条 住民自治協議会の設置 第26条 住民自治協議会の権能 第27条 住民自治協議会への支援 第28条 地域まちづくり計画 第33条 住民自治地区連合会の設置 第34条 住民自治地区連合会の事務掌握 第35条 住民自治地区連合会の委員の任命等	第33条 コミュニティ活動 第34条 地域づくり 第35条 市民公益活動 第36条 協働のまちづくり
住民投票	第12条 住民投票	第18条 住民投票にかけることができる重要事項 第19条 住民投票の投票権がある者 第20条 住民からの請求による住民投票 第21条 住民投票の形式 第22条 住民投票の実施	第14条 住民投票	第19条 市民投票の原則 第20条 市民投票の実施	第31条 住民投票 第32条 住民投票の発議及び請求

	6. 岩倉市自治基本条例	7. 大口町まちづくり基本条例	8. 高浜市自治基本条例	9. 伊賀市自治基本条例	10. 名張市自治基本条例
		第23条 住民投票の成立要件等 第24条 投票結果等の告示及び通知 第25条 請求の制限期間 第26条 投票結果の尊重 第27条 投票及び開票			
連携					
7. 市政の運営					
行政組織	第14条 執行機関の組織	第13条 政策検討会議 第15条 制度の選択		第46条 執行体制の整備 第47条 法務体制 第48条 人材育成	第17条 組織 第18条 人事政策 第19条 法務政策
市政運営	第15条 市民本位の市政運営		第20条 市政運営の基本原則	第49条 公益通報 第50条 意見等への対応 第57条 外部監査	第23条 事務事業の実施等における原則 第14条 説明責任 第15条 要望への対応 第26条 監査
計画行政	第16条 計画的な市政運営		第21条 総合計画の策定等		第16条 総合計画
情報公開	第17条 情報公開と個人情報の適切な扱い			第6条 情報共有の原則 第9条 出資法人等の情報公開 第10条 情報の収集及び管理	第11条 情報共有 第12条 情報公開
個人情報保護				第11条 個人情報の保護 第11条の2 意思決定過程の情報共有	第13条 個人情報保護
行政手続き	第18条 行政手続き	第14条 意見公募手続			第21条 行政手続
財政	第21条 財政運営等			第51条 財政運営の基本方針 第52条 財政基盤の強化 第53条 予算編成、予算執行 第54条 財産管理 第55条 財政状況の公表	第24条 財政等
行政評価	第22条 行政評価			第56条 行政評価	第25条 行政評価
国等、関係自治体との連携			第23条 他の自治体等との連携と協力		第38条 国及び三重県との関係 第39条 他の自治体との関係
危機管理や災害等緊急時の対応	第23条 危機管理及び災害等緊急時の対応		第22条 危機管理		第27条 危機管理
市の特徴を表す事項・テーマ	第24条 地域資源の継承				
その他	第19条 法体系の構築等 第20条 法令等の遵守及び公益的通報	第16条 出前対話 第17条 地域懇談会		第29条 地域振興委員会の設置 第30条 地域振興委員会の事務掌握 第31条 地域振興委員会の委員の任命等 第36条 住民自治活動を支援する機関の設置 第37条 住民自治活動を補完する行政機関の設置	
8. 条例の実効性の確保					
条例の遵守					第20条 法令遵守と公益通報
条例の見直し	第25条 実効性の確保	第28条 条例の見直し	第24条 条例の検証と見直し	第58条 この条例の検討及び見直し	
委任		第29条 規則に任せる事項			第40条 補則